

社会福祉法人白老宏友会

職員給与・臨時職員等賃金補足規程（ベースアップ等加算）

（目的）

第1条 この補足規程は、ベースアップ等加算による職員の賃金改善を目的とした職員給与規程、臨時職員等賃金規程を補足して取り扱う。

（支給方法）

第2条 ベースアップ等加算をもって毎月支給する基本給又は時給に含めて支給する。支給する職員及び支給額は次のとおりとする。

- (1) 支給は全職員を対象とする。
- (2) 支給額は下記の通りとする。

＜正規職員＞

・各等級号俸に下記の金額をベースアップ等加算分として含める。

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
加算額	5,000	4,500	4,000	3,700	3,700	3,700	8,700	8,700

＜嘱託職員＞ 各号俸の内 6,000 円をベースアップ等加算とする。

＜常勤臨時職員＞ 時給の内 50 円をベースアップ等加算とする。

＜非常勤臨時職員＞ 時給の内 20 円をベースアップ等加算とする。

- (3) 災害や諸事情により、サービス利用に変動があった場合や、サービス報酬単価の改正等によって上記支給額の変更があるものとする。また、年度末において交付金の内容によって一時金を支給する場合がある。
- (4) 理事長が必要と認めた者は交付金手当を、ベースアップ等加算外の予算から支給することがある。

＜共通＞

\*令和5年度に限り物価手当の一部として支給する。

附 則

~~この補足規定は、令和4年3月16日に制定し、令和4年2月1日より遡及して施行する。~~

この補足規定は、令和4年8月31日に制定し、令和4年10月1日より施行する。

この補足規程は、令和5年3月22日に一部変更し、令和5年4月1日より施行する。